

7 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を証明する書類

- 1) 業の許可証
- 2) 講習会（処分過程）修了証
- 3) 技術管理者の資格を明らかにする書類

産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 岡山市南区福吉町31番24号
氏 名 株式会社衛生センター
代表取締役 岡崎 克紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森 雅夫



許可の年月日 令和 7年 9月 16日
許可の有効期限 令和 13年 9月 4日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 [焼却、生物処理、溶融、切断、破碎 (定置式)]

(2) 産業廃棄物の種類

[焼 却]

① 当新田事業場：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上11種類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

② 築港元町事業場：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、動物の死体 以上15種類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

[生物処理] 汚泥 以上1種類 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

[溶 融] 廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。) 以上1種類

[切 断] 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上7種類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

[破 碎 (定置式)] 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上7種類 (石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

・当新田事業場

① [設置場所] 許可の条件のとおり

② [許可年月日] 平成10年6月9日 第(8)-2号

③ [設置年月日] 平成10年6月9日

④ [処理能力] 6.65t/日 (廃プラスチック類換算)、48m³/日 (廃油換算) (1日8時間稼働)

・築港元町事業場 (1号機) (2号機)

① [設置場所] 許可の条件のとおり

② [許可年月日] (1号機) 平成14年12月4日 第(3)-2号、第(8)-2号、第(13の2)-2号

(2号機) 平成14年12月4日 第(3)-3号、第(8)-3号、第(13の2)-3号

③ [設置年月日] (1号機) 平成15年3月20日

(2号機) 平成26年3月25日

④ [処理能力] (1号機) 混焼能力33t/日 (1日20時間稼働) 1.38t/時間

(2号機) 混焼能力33t/日 (1日20時間稼働) 1.38t/時間

(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず)

・築港元町事業場 (3号機) (4号機)

① [設置場所] 許可の条件のとおり

② [許可年月日] (3号機) 令和元年12月20日 第(3)-7号、第(5)-6号、第(8)-7号、第(13の2)-8号

<<裏面に続く>>

- ③ [設置年月日] (4号機) 令和元年12月20日 第(3)-8号、第(5)-7号、第(8)-8号、第(13の2)-9号
(3号機) 令和2年12月 1日
(4号機) 令和4年11月13日
- ④ [処理能力] (3号機) 混焼能力47t/日 (1日24時間稼働) 1.96t/時間
(4号機) 混焼能力47t/日 (1日24時間稼働) 1.96t/時間

(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、動物の死体)

(2) 生物処理施設

- ① [設置場所] 許可の条件のとおり
- ② [処理能力] 10m³/日

(3) 溶融施設

- ① [設置場所] 許可の条件のとおり
- ② [設置年月日] 平成12年1月17日
- ③ [処理能力] 1.92 t/日

(4) 切断施設

- ① [設置場所] 許可の条件のとおり
- ② [設置年月日] 令和6年8月13日
- ③ [処理能力] 廃プラスチック類3.81t/h、紙くず3.26t/h、木くず5.98t/h、繊維くず1.30t/h、ゴムくず5.65t/h、金属くず12.29t/h、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず10.87t/h (1日24時間稼働)

(5) 破碎施設(定置式)

- ① [設置場所] 許可の条件のとおり
- ② [設置年月日] 令和7年8月19日
- ③ [処理能力] 廃プラスチック類4.92t/日、紙くず4.21t/日、木くず4.96t/日、繊維くず2.81t/日、ゴムくず4.60t/日、金属くず4.98t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず4.61t/日 (1日8時間稼働)

3. 許可の条件

- (1) 焼却を行う場所は、「岡山市南区当新田字六ノカキ原438番3、440番1、440番2、441番1、441番2、441番3、441番4、442番3及び442番4(面積:5,983m²)」及び「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96m²)」に限る。
- (2) 生物処理を行う場所は、「岡山市南区当新田字六ノカキ原438番3、440番1、440番2、441番1、441番2、441番3、441番4、442番3及び442番4(面積:5,983m²)」に限る。
- (3) 溶融、切断及び破碎(定置式)を行う場所は、「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96m²)」に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成	7年	3月	7日	更新許可
平成	29年	9月	5日	更新許可(優良認定)
令和	2年	8月	19日	許可証書換え(住所の変更)
令和	3年	2月	18日	変更許可(産業廃棄物の種類の追加、焼却施設(築港元町事業場3号機)の追加)
令和	4年	12月	21日	許可証書換え(焼却施設(築港元町事業場4号機)の追加)
令和	6年	1月	12日	許可証書換え(代表者の変更)
令和	6年	9月	19日	休止届(焼却施設(当新田事業場)及び生物処理施設)
令和	6年	10月	22日	更新許可(優良認定)
令和	6年	10月	22日	変更許可(切断施設(築港元町事業場)の追加)
令和	7年	9月	16日	変更許可(破碎施設(定置式)(築港元町事業場)の追加)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第08370005026号

特別管理産業廃棄物処分量許可証

住所 岡山市南区福吉町31番24号
氏名 株式会社衛生センター
代表取締役 岡崎 克紀

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森 雅夫



許可の年月日 令和 6年 10月 22日
許可の有効期限 令和 13年 9月 4日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理(焼却)
(2) 特別管理産業廃棄物の種類
[焼却]燃焼しやすい廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

焼却施設

・当新田事業場

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
②[許可年月日]平成10年6月9日 第(8)-2号
③[設置年月日]平成10年6月9日
④[処理能力]感染性産業廃棄物6.65t/日(1日8時間稼働)

・築港元町事業場(1号機)(2号機)

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
②[許可年月日](1号機)平成14年12月4日 第(3)-2号、第(8)-2号、第(13の2)-2号
(2号機)平成14年12月4日 第(3)-3号、第(8)-3号、第(13の2)-3号
③[設置年月日](1号機)平成15年3月20日
(2号機)平成26年3月25日
④[処理能力](1号機)混焼能力33t/日(1日20時間稼働) 1.38t/時間
(2号機)混焼能力33t/日(1日20時間稼働) 1.38t/時間

(感染性産業廃棄物)

・築港元町事業場(3号機)(4号機)

- ①[設置場所]許可の条件のとおり
②[許可年月日](3号機)令和元年12月20日 第(5)-6号、第(13の2)-8号
(4号機)令和元年12月20日 第(5)-7号、第(13の2)-9号
③[設置年月日](3号機)令和2年12月1日
(4号機)令和4年11月13日
④[処理能力](3号機)混焼能力47t/日(1日24時間稼働) 1.96t/時間
(4号機)混焼能力47t/日(1日24時間稼働) 1.96t/時間
(燃焼しやすい廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物)

3. 許可の条件

中間処理を行う場所は、「岡山市南区当新田字六ノカキ原438番3、440番1、440番2、441番1、441番2、441番3、441番4、442番3、442番4(面積:5,983㎡)」及び「岡山市南区築港元町4番1(面積:10,156.96㎡)」に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面に続く

平成 7年 3月 7日 更新許可
令和 2年 8月19日 許可証書換え(住所の変更)
令和 3年 2月18日 変更許可(産業廃棄物の種類の追加、焼却施設(築港元町事業場3号機)の追加)
令和 4年12月21日 許可証書換え(焼却施設(築港元町事業場4号機)の追加)
令和 6年 1月12日 許可証書換え(代表者の変更)
令和 6年 9月19日 休止届(焼却施設(当新田事業場))
令和 6年10月22日 更新許可(優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第08310005026号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山市南区福吉町31番24号
氏 名 株式会社衛生センター
代表取締役 岡 崎 克 紀



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岡 山 市 長 大 森 雅 夫



許可の年月日 令和 6年 10月 22日
許可の有効期限 令和 13年 9月 4日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 積替え(あり)
(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、がれき類、動物の死体、ばいじん 以上17種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

- (1)積替え又は保管を行う場所及び面積並びに保管する産業廃棄物の種類
岡山市南区当新田字六ノカキ原443番1及び同444番3の一部(面積:90.4㎡)
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上14種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を除く。)
- (2)保管上限及び積み上げることのできる高さ
31.4㎡ (屋内保管)

3. 許可の条件

積替え又は保管を行う場所及び面積
岡山市南区当新田字六ノカキ原443番1及び同444番3の一部(面積:90.4㎡)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 3月 7日 許可
平成29年 9月 5日 更新許可(優良認定)
平成29年10月20日 許可証書換え(水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの明確化)
令和 2年 8月19日 許可証書換え(住所の変更)
令和 3年 5月19日 変更許可(産業廃棄物の種類の追加)
令和 6年 1月12日 許可証書換え(代表者の変更)
令和 6年10月22日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第08360005026号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山市南区福吉町31番24号
氏 名 株式会社衛生センター
代表取締役 岡 崎 克 紀



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 6年 10月 22日
許可の有効期限 令和 13年 9月 4日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 積替え(あり)
(2) 特別管理産業廃棄物の種類
別表のとおり 4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

- (1)積替え又は保管を行う場所及び面積並びに保管する特別管理産業廃棄物の種類
岡山市南区築港元町4番1の一部(面積:68.6㎡)
別表のとおり 1種類
(2)保管上限及び積み上げることのできる高さ
33.5㎡(屋内保管)

3. 許可の条件

積替え又は保管を行う場所及び面積
岡山市南区築港元町4番1の一部(面積:68.6㎡)

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 5年 7月 1日 新規許可
平成29年 9月 5日 更新許可(優良認定)
令和 2年 8月19日 許可証書換え(住所の変更)
令和 3年 5月19日 変更許可(特別管理産業廃棄物の種類の追加)
令和 6年 1月12日 許可証書換え(代表者の変更)
令和 6年 8月28日 許可証書換え(積替え保管面積の変更)
令和 6年10月22日 更新許可(優良認定)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類				積替え・保管の有無	
					積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容		取扱う品目	限定がある場合 その内容	
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○			-		
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○			-		
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○			-		
4 感染性産業廃棄物	○			○		
5 廃PCB等	-			-		
6 PCB汚染物	-			-		
7 PCB処理物	-			-		
8 廃水銀等	-			-		
9 廃石綿等	-			-		
10 廃PCB等、廃水銀等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物	取扱う品目 積替え・保管を許可する品目 限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物 アルキル水銀化合物	カドミウム又はその化合物 鉛又はその化合物 有機燐化合物	六価クロム化合物 砒素又はその化合物 シアン化合物 PCB	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,1-ジクロロエタン 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン又はその化合物 1,4-ジオキサン ダイオキシシン類
燃え殻	-	/	/	/	/	/
汚泥	-	/	/	/	/	/
廃油	-	/	/	/	/	/
廃酸	-	-	-	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-	-	-
鉍さい	-	/	/	/	/	/
ばいじん	-	/	/	/	/	/

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
 ・積替え又は保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 第03301005026号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県岡山市南区福吉町31番24号
名称 株式会社衛生センター
代表取締役 岡崎 克紀

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和3年7月30日

許可の有効年月日 令和9年3月6日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 17種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成2年3月7日 新規許可
令和2年3月7日 更新許可
令和2年8月28日 変更届 (住所の変更)
令和3年7月30日 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加)
令和6年1月19日 変更届 (代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 有
岡山市 許可番号 第08310005026号

6. 規則第10条の9第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
				無	
		積替え・保管を行う産業廃棄物の種類			
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○		—	
2	汚泥	○		—	
3	廃油	○		—	
4	廃酸	○		—	
5	廃アルカリ	○		—	
6	廃プラスチック類	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
7	紙くず	○		—	
8	木くず	○		—	
9	繊維くず	○		—	
10	動植物性残さ	○		—	
11	動物系固形不要物	○		—	
12	ゴムくず	○		—	
13	金属くず	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
14	ガラスくず等	○		—	
	自動車等破砕物	—		—	
15	鋳さい	—		—	
16	がれき類	○		—	
17	動物のふん尿	—		—	
18	動物の死体	○		—	
19	ばいじん	○		—	
20	産業廃棄物処理物	—		—	
21	輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	—

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可番号 第03351005026号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県岡山市南区福吉町31番24号
名称 株式会社衛生センター
代表取締役 岡崎 克紀

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和7年7月1日

許可の有効年月日 令和14年6月30日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成5年7月1日 新規許可
令和7年7月1日 更新許可

5. 積替え許可の有無 有
岡山市 許可番号 第08360005026号

6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類			
			積替え・保管の有無	無
			積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
	取り扱う品目	限定がある場合 その内容	取り扱う品目	限定がある場合 その内容
1	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○		
2	廃酸（pH2.0以下のもの）	○		
3	廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○		
4	感染性産業廃棄物	○		
5	廃PCB等	-		
6	PCB汚染物	-		
7	PCB処理物	-		
8	廃水銀等	-		
9	廃石棉等	-		
10	廃PCB等、廃水銀等、廃石棉等を除く特定有害産業廃棄物			
廃棄物の種類	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	ダイオキシン類 1,4-ジオキサン セレン又はその化合物 ベンゼン テオペンカルブ シマジン テウラム 1,3-ジクロロプロピレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,1,1,1-テトラクロロエタン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン 四塩化炭素 ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン PCB シアン化合物 砒素又はその化合物 六価クロム化合物 有機燐化合物 鉛又はその化合物 カドミウム又はその化合物 アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物	
燃え殻	-	-	/	/
汚泥	-	-	/	/
廃油	-	-	/	/
廃酸	-	-	/	/
廃アルカリ	-	-	/	/
銻さい	-	-	/	/
ばいじん	-	-	/	/

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

第 B04220270006 号

修了証

岡崎 克紀 殿

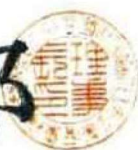
特別管理産業廃棄物処理業の
許可申請に関する講習会(新規)
の処分課程を修了したことを
証する

2022年9月1日

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター



理事長 関 莊 一 郎





第 [REDACTED] 号

技術士登録証

[REDACTED]
[REDACTED]

登録年月日 令和5年5月18日

登録番号 第 [REDACTED] 号

登録した部門 衛生工学部門
技術部門
の名称

技術士法第32条第1項の規定により登録したことを証する
令和5年5月18日

文部科学大臣指定登録機関
公益社団法人 日本技術士会

会長 寺井和弘



8 施設の設置及び維持管理に関する資金の総額及び

その資金の調達方法を記載した書類

- 1) 事業の開始に要する資金の調達方法及び維持管理資金計画
- 2) 残高証明書
- 3) 直近3年の各事業年度の決算報告書
- 4) 法人納税済証明書（納税証明書）

事業の開始に要する資金の概要

1. 資金の調達方法

(単位千円)

内容	金額
施設の設置に要する新総額	
調達方法	
自己資金	
借入金	

2. 資金の内訳

(単位千円)

科目	金額(税込)	備考
1. 施設整備費		
①設備費(車両購入費を含む)		
②用地費		
計		
③工事費		
本体工事費		
付帯工事費		
計		
④その他		
事務費		
予備費		
計		
2. 維持管理費		
3. その他		
①営業資金		
計		

10年計画

(単位:千円)

科目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
売上高計												
売上原価	外部購入費	処分費										
		管理可能外注費										
		焼却燃料費										
		収集燃料費										
		電力費										
		材料仕入										
		焼却資材										
	計											
	粗付加価値高											
	戦略経費	減価償却費										
		修繕費										
		車両修繕費										
	計											
	人件費											
節約可能費	消耗品費											
	租税公課											
	雑費											
	その他											
計												
計												
売上総利益												
販管費計												
営業利益												
営業外損益計												
経常利益												
特別損益計												
税引前純利益												

注1) 築港元町事業場焼却炉1、2、3、4号の稼働を合わせた計画とする。

注2) 減価償却費…定率法を用いる事とする。

減価償却費…設備、建物、車両、又現状における残存償却費を含む

注3) 事務員は販管費に含む。

注4) 売上原価・節約可能費・その他…旅費交通費、支払保険料、家賃地代、通信費、その他を含む。

702-8048

令和 6年 8月29日

岡山県岡山市 南区福吉町31番24号

株式会社 衛生センター 様

ご請求のありました令和 6年 7月31日現在における残高は、下記のとおりであることを証明いたします。



記

【調査対象者】

名義人さま 株式会社 衛生センター 様

【証明する貯金等の内容】

【貯金】	貯金の種類	記号番号	残高	備 考
	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	
以上				

- ※ 金額が訂正されたものは無効です。
- ※ この証明書につきまして、ご不明な点がございましたら、次の書類等をお近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口までお持ちのうえ、お問い合わせいただけますようお願い申し上げます。
 - ・ 本証明書
 - ・ ご本人さまであることを確認できる証明書類（お名前、ご住所、生年月日の入った運転免許証や健康保険証など、法人名義の場合は登記簿謄本など、団体名義の場合は規約の写しなどもあわせてお持ちください。）
- ※ 貯金の場合、残高欄には、証明日現在の残高または元金を記載しております。
- ※ 国債の場合、残高欄には、証明日現在の額面金額、備考欄には、市場価格＋経過利息（個人向け国債の場合は中途換金額）を記載しております。（非営業日の場合、前営業日の市場価格等を記載しております。）
- ※ 調査結果に別名使用の振替口座が含まれている場合、「名義人さま」欄には口座名称または別名を記載しております。
- ※ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が管理する郵便貯金につきましては、同機構から郵便貯金管理業務の委託を受けて証明しております。

決算報告書

(第 58 期)

自 2022年 8月 1日

至 2023年 7月31日

株式会社 衛生センター

岡山市南区福吉町31番24号

電話：086 - 245 - 6055

貸借対照表

2023年 7月31日 現在

株式会社 衛生センター

(単位： 円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	3,501,219,185	【流動負債】	287,853,976
現金及び預金		未払金	
売掛金		未払法人税等	
棚卸資産		未払消費税等	
立替金		預り金	
前払費用		仮受金	
未収入金		【固定負債】	1,110,758,639
仮払金		繰延税金負債	
その他の流動資産		退職給付引当金	
貸倒引当金		リース債務	
未収還付法人税等		負債の部合計	1,398,612,615
【固定資産】	3,363,335,221	純資産の部	
【有形固定資産】		【株主資本】	5,465,941,791
建物		資本金	30,000,000
構築物		資本剰余金	932,723,550
機械及び装置		-資本準備金	
車両運搬具		利益剰余金	4,503,218,241
工具器具備品		-その他利益剰余金	4,503,218,241
一括償却資産		・別途積立金	
土地		・土地再評価積立金	
【無形固定資産】	200,167	特別償却準備金	
ソフトウェア		繰越利益剰余金	
【投資その他の資産】	136,216,748	純資産の部合計	5,465,941,791
投資有価証券		負債及び純資産合計	6,864,554,406
出資			
長期前払費用			
保証金			
資産の部合計	6,864,554,406		

損益計算書

自 2022年 8月 1日
至 2023年 7月31日

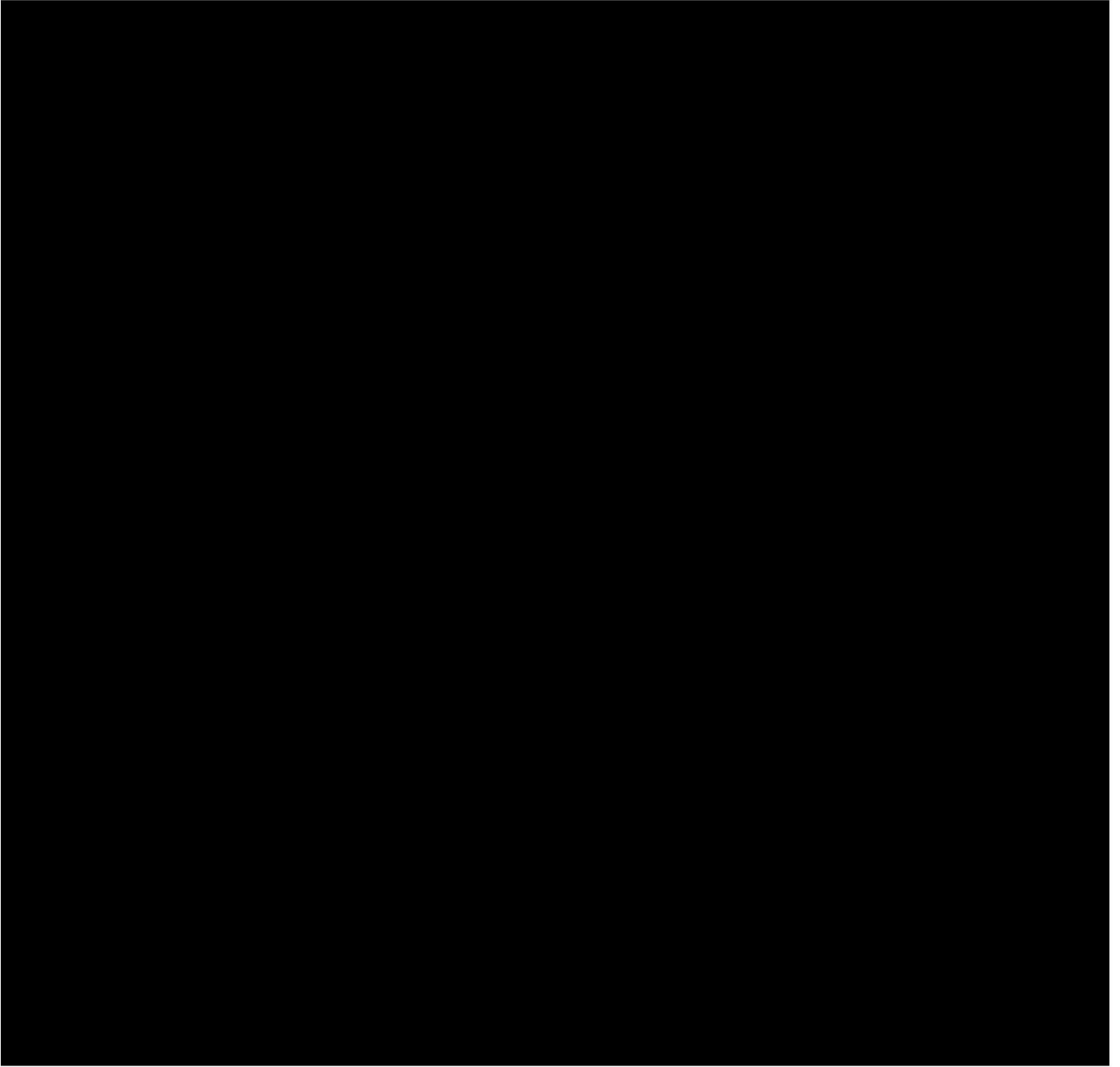
株式会社 衛生センター

(単位： 円)

科 目	金 額
[Redacted Content]	

株主資本等変動計算書

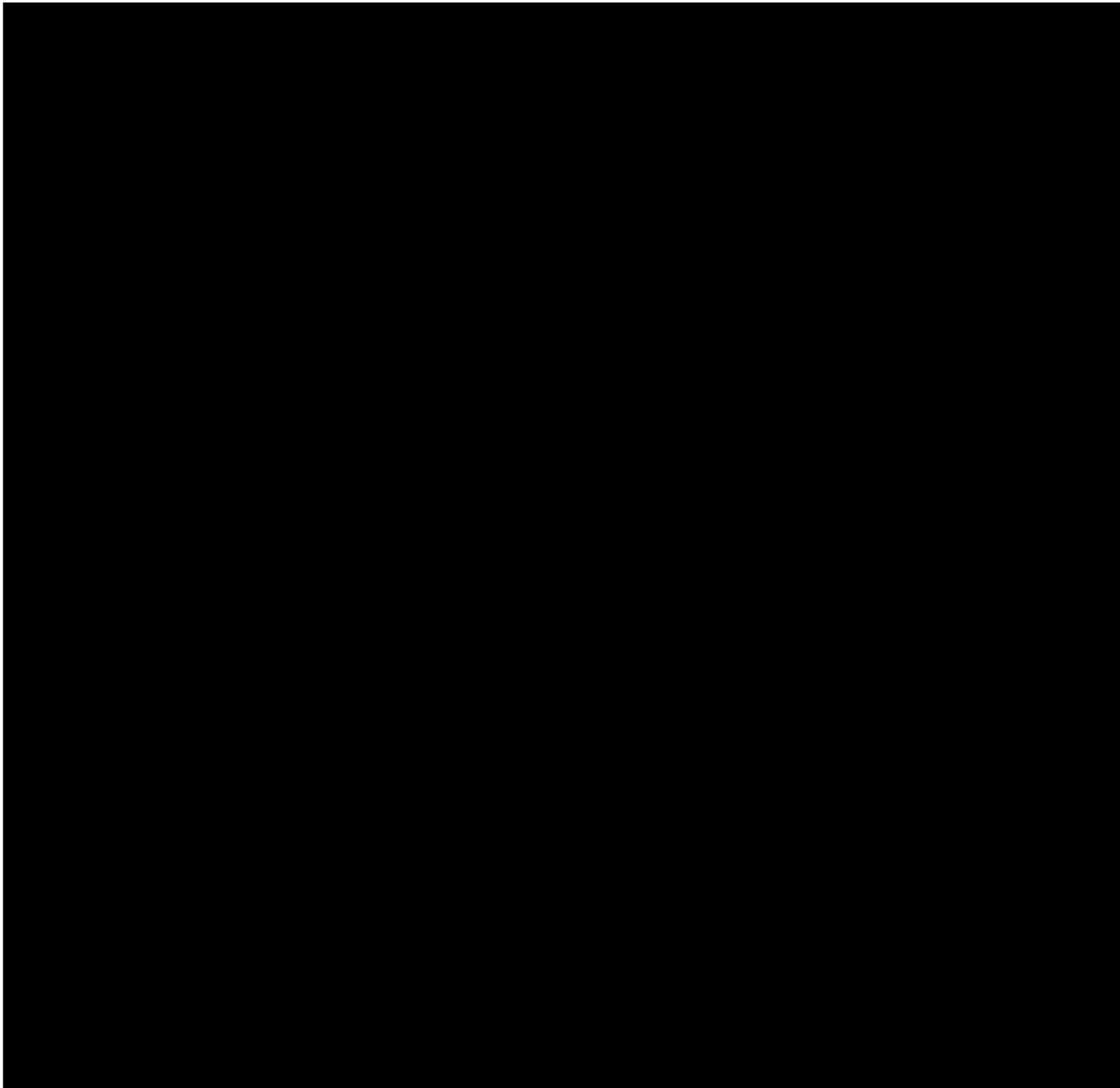
自 2022年 8月 1日
至 2023年 7月 31日



株式会社 衛生センター

個別注記表

自令和4年8月1日 至令和5年7月31日



決算報告書

(第 59 期)

自 2023年 8月 1日

至 2024年 7月31日

株式会社 衛生センター

貸借対照表

2024年 7月31日 現在

株式会社 衛生センター

(単位： 円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,133,274,788	【流動負債】	308,498,035
現金及び預金		未払金	
売掛金		未払法人税等	
貸倒引当金		未払消費税等	
棚卸資産		預り金	
立替金		仮受金	
前払費用		【固定負債】	1,008,870,639
未収入金		長期未払金	
仮払金		繰延税金負債	
その他の流動資産		退職給付引当金	
【固定資産】	4,838,753,316	負債の部合計	1,317,368,674
【有形固定資産】		純資産の部	
建物		【株主資本】	5,654,659,430
構築物		資本金	30,000,000
機械及び装置		資本剰余金	932,723,550
車両運搬具		資本準備金	
工具器具備品		利益剰余金	4,691,935,880
土地		その他利益剰余金	4,691,935,880
建設仮勘定		別途積立金	
その他の有形固定資産		土地再評価積立金	
【無形固定資産】	90,000	特別償却準備金	
その他の無形固定資産		繰越利益剰余金	
【投資その他の資産】	1,638,142,748	純資産の部合計	5,654,659,430
投資有価証券		負債及び純資産合計	6,972,028,104
出資			
敷金			
長期貸付金			
長期前払費用			
保証金			
資産の部合計	6,972,028,104		

損益計算書

自 2023年 8月 1日
至 2024年 7月31日

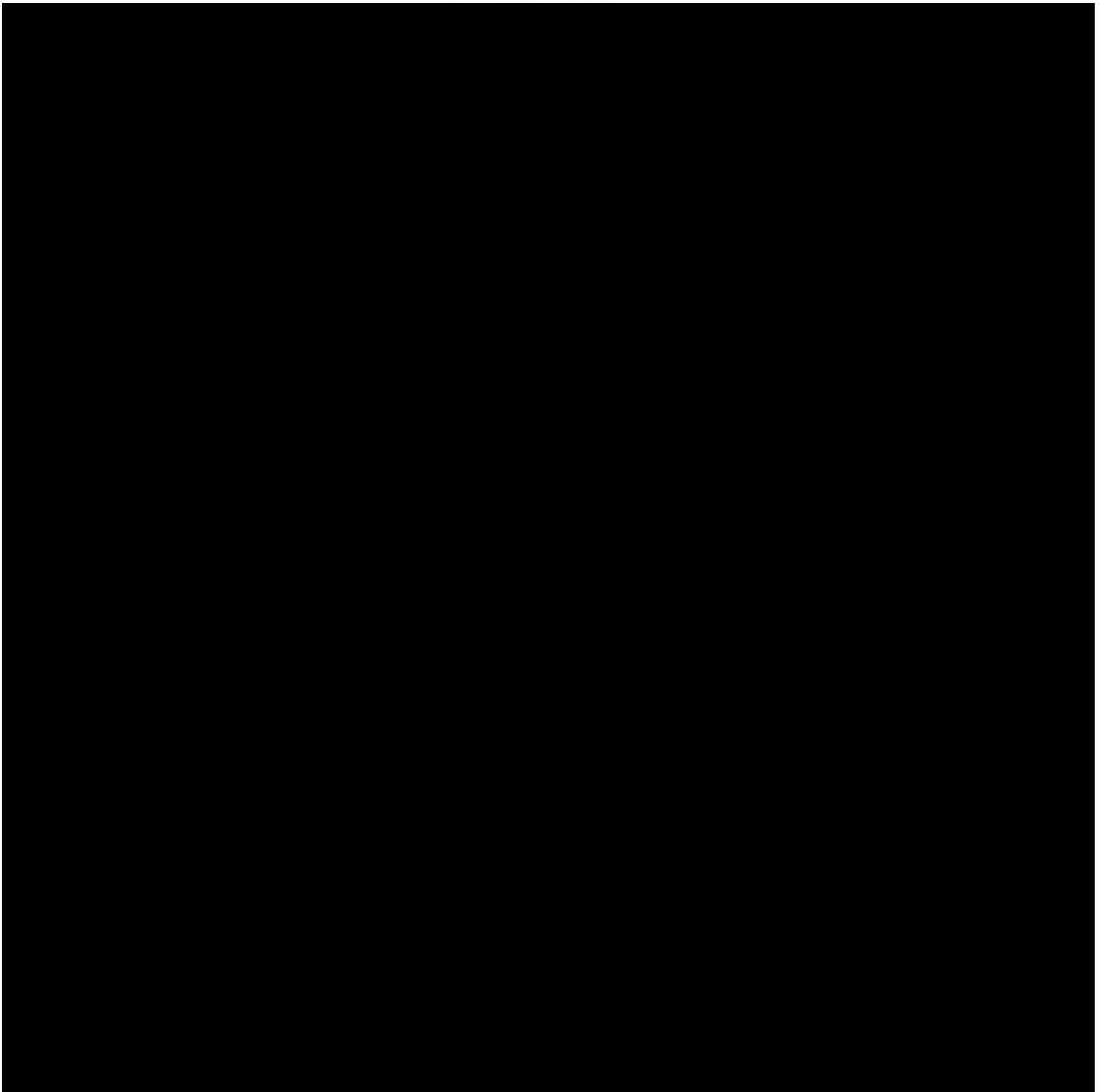
株式会社 衛生センター

(単位： 円)

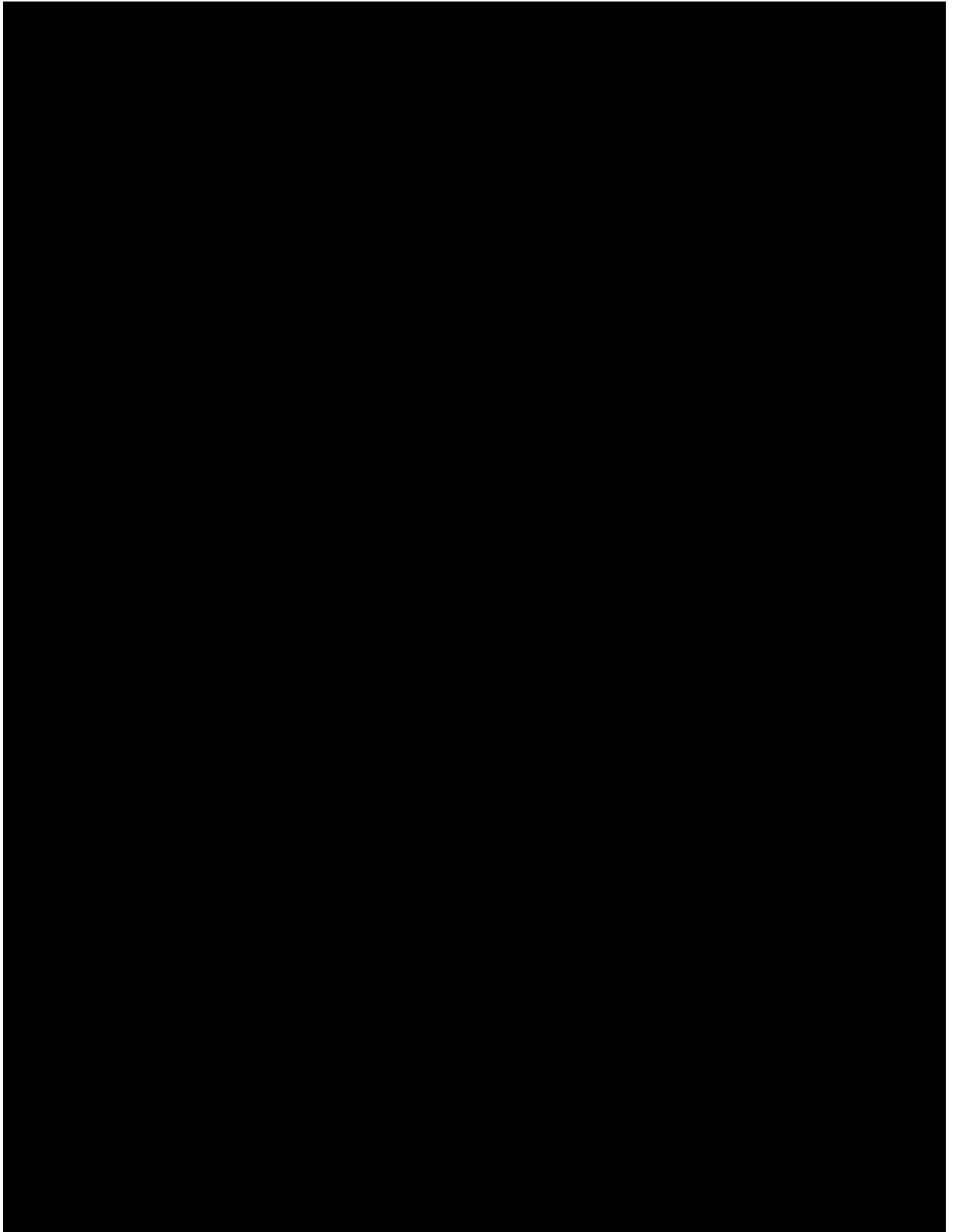
科 目	金 額
[Redacted Content]	

株主資本等変動計算書

自 2023年 8月 1日
至 2024年 7月31日



重要な会計方針に係る事項に関する注記



決算報告書

(第 60 期)

自 2024年 8月 1日

至 2025年 7月31日

株式会社 衛生センター

貸借対照表

2025年 7月31日 現在

株式会社 衛生センター

(単位: 円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	1,874,048,313	【流動負債】	215,608,409
現金及び預金		未払金	
売掛金		未払法人税等	
貸倒引当金		未払消費税等	
棚卸資産		預り金	
立替金		仮受金	
未収入金		【固定負債】	905,977,000
仮払金		長期未払金	
その他の流動資産		退職給付引当金	
未収還付法人税等		負債の部合計	1,121,585,409
【固定資産】	4,801,708,163	純資産の部	
【有形固定資産】		【株主資本】	5,554,171,067
建物		資本金	30,000,000
構築物		資本剰余金	932,723,550
機械及び装置		資本準備金	
車両運搬具		利益剰余金	4,591,447,517
工具器具備品		その他利益剰余金	4,591,447,517
土地		別途積立金	
建設仮勘定		土地再評価積立金	
その他の有形固定資産		特別償却準備金	
【無形固定資産】	172,192,326	繰越利益剰余金	
その他の無形固定資産			
【投資その他の資産】	1,644,474,759	純資産の部合計	5,554,171,067
投資有価証券		負債及び純資産合計	6,675,756,476
出資			
敷金			
長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
保証金			
資産の部合計	6,675,756,476		

損益計算書

自 2024年 8月 1日
至 2025年 7月31日

株式会社 衛生センター

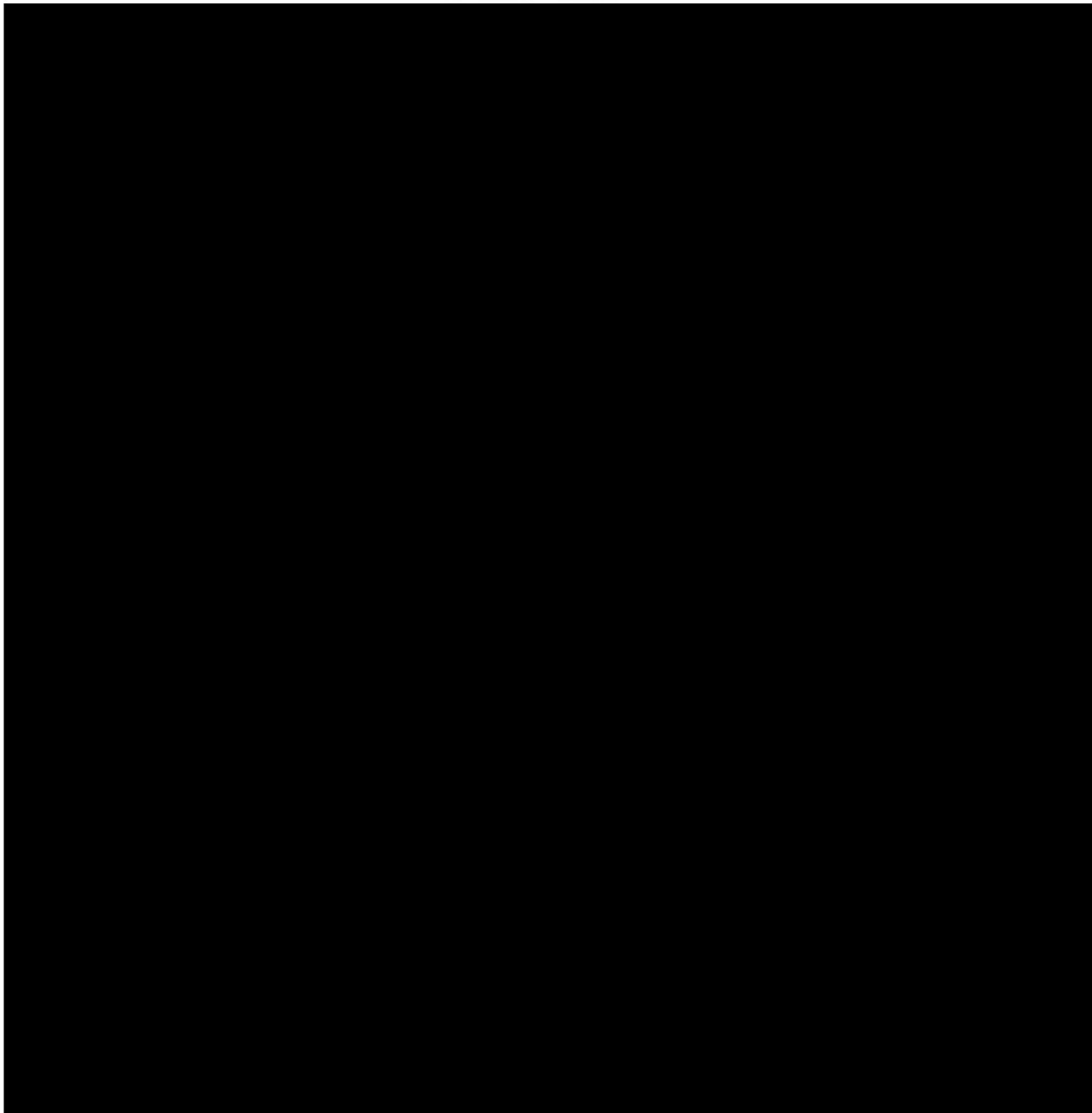
(単位: 円)

科 目	金 額
-----	-----

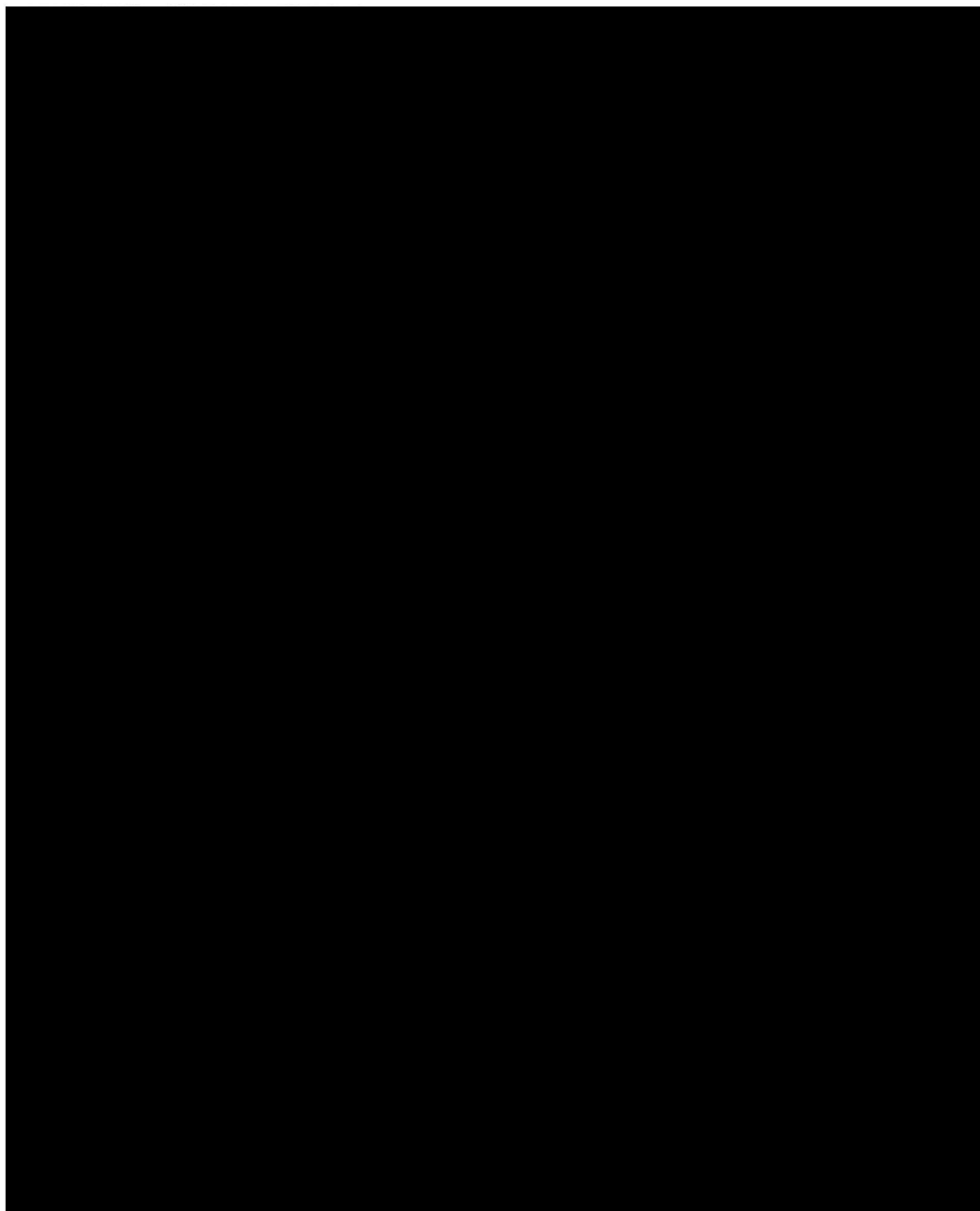
[Redacted Content]	
--------------------	--

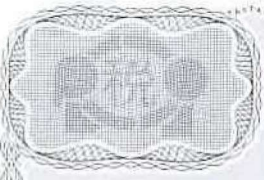
株主資本等変動計算書

自 2024年 8月 1日
至 2025年 7月31日



重要な会計方針に係る事項に関する注記





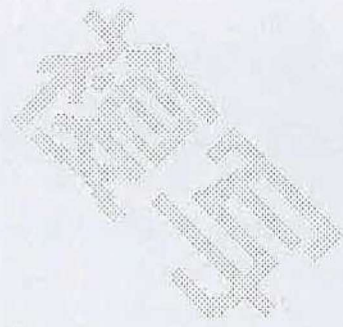
納税証明書

(その1 納税額等証明用)

住所(納税地) 岡山県岡山市南区福吉町31番24号

氏名(名称) 株式会社 衛生センター

代表者氏名 代表取締役 岡崎 克紀



税目	法人税		納付済額	未納税額	法定納期限等
	納付すべき税額	申告額			
年度及び区分	申告額	更正・決定後の額			
(自)令和4年8月1日 (至)令和5年7月31日 本税	■■■■■	*****	■■■■■	Y0	*****
(自)令和5年8月1日 (至)令和6年7月31日 本税	■■■■■	*****	■■■■■	Y0	*****
(自)令和6年8月1日 (至)令和7年7月31日 本税	■■■■■	*****	■■■■■	Y0	*****
	以	下	余	白	

(備考)
 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

徴管(証明) 第 001555 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 8年 6月16日 岡山東税務署長

財務事務官 荒当 城作



9 法人登記簿謄本及び定款

1) 登記簿謄本

2) 定款

履歴事項全部証明書

岡山市南区福吉町31番24号
株式会社衛生センター

会社法人等番号	2600-01-000713	
商号	<u>株式会社岡山衛生センター</u>	
	株式会社衛生センター	平成4年8月5日変更 -----
本店	<u>岡山市南区当新田443番地の1</u>	平成21年4月1日変更 ----- 平成21年4月17日修正
	岡山市南区福吉町31番24号	令和2年8月1日移転 ----- 令和2年8月3日登記
公告をする方法	官報に掲載して行なう。	平成15年6月12日変更 ----- 平成15年6月30日登記
会社成立の年月日	昭和41年6月23日	
目的	<u>1. 一般廃棄物処理業</u> <u>2. 産業廃棄物処理業</u> <u>3. し尿浄化槽清掃業</u> <u>4. 貯水槽清掃業</u> <u>5. 水槽・便所・浄化槽設備工事設計施工</u> <u>6. 配管・給水・衛生工事ならびに管工事の設計施工請負</u> <u>7. 土木・とび土工・水道施設の設計施工請負</u> <u>8. 下水道管清掃ならびに調査および修理</u> <u>9. 不動産の賃貸</u> <u>10. ホテルの経営</u> <u>11. 簡易トイレ・事務機器・衛生機器・保育機器・福祉機器・自動車のリース</u> <u>12. 前各号に附帯する一切の業務</u>	
	<u>1. 一般廃棄物処理業</u> <u>2. 産業廃棄物処理業</u> <u>3. し尿浄化槽清掃業</u> <u>4. 貯水槽清掃業</u> <u>5. 水槽・便所・浄化槽設備工事設計施工</u> <u>6. 配管・給水・衛生工事ならびに管工事の設計施工請負</u> <u>7. 土木・とび土工・水道施設の設計施工請負</u> <u>8. 下水道管清掃ならびに調査および修理</u> <u>9. 不動産の賃貸</u> <u>10. ホテルの経営</u>	

	<p>11. 簡易トイレ・事務機器・衛生機器・保育機器・福祉機器・自動車のリース</p> <p>12. 信託業法の適用を受けない自己信託の設定</p> <p>13. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>令和 5年 3月 1日変更 令和 5年 3月10日登記</p>	
	<p>1. 一般廃棄物処理業</p> <p>2. 産業廃棄物処理業</p> <p>3. し尿浄化槽清掃業</p> <p>4. 貯水槽清掃業</p> <p>5. 水槽・便所・浄化槽設備工事設計施工</p> <p>6. 配管・給水・衛生工事ならびに管工事の設計施工請負</p> <p>7. 土木・とび土工・水道施設の設計施工請負</p> <p>8. 下水道管清掃ならびに調査および修理</p> <p>9. 不動産の賃貸</p> <p>10. ホテルの経営</p> <p>11. 簡易トイレ・事務機器・衛生機器・保育機器・福祉機器・自動車のリース</p> <p>12. 信託業法の適用を受けない自己信託の設定</p> <p>13. 倉庫業</p> <p>14. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>令和 7年 5月14日変更 令和 7年 5月26日登記</p>	
発行可能株式総数	2万1220株	<p>平成14年 7月 5日変更</p> <p>平成14年 7月15日登記</p>
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万1220株	<p>平成14年 7月27日変更</p> <p>平成14年 7月29日登記</p>
資本金の額	金3000万円	<p>平成30年 5月15日変更</p> <p>平成30年 5月15日登記</p>
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<p>取締役 <u>八田高志</u></p> <p>取締役 <u>八田高志</u></p>	<p>令和 3年 9月30日重任</p> <p>令和 3年10月12日登記</p> <p>令和 5年10月 1日重任</p> <p>令和 5年10月 6日登記</p> <p>令和 5年12月15日辞任</p> <p>令和 5年12月27日登記</p>

	取締役	<u>八田郁代</u>	令和3年9月30日重任
			令和3年10月12日登記
	取締役	<u>八田郁代</u>	令和5年10月1日重任
			令和5年10月6日登記
			令和5年12月15日辞任
			令和5年12月27日登記
	取締役	<u>岡崎克紀</u>	令和3年9月30日重任
			令和3年10月12日登記
	取締役	<u>岡崎克紀</u>	令和5年10月1日重任
			令和5年10月6日登記
	取締役	<u>岡崎克紀</u>	令和7年10月1日重任
			令和7年10月1日登記
	取締役	<u>濱野仁志</u>	令和3年9月30日重任
			令和3年10月12日登記
	取締役	<u>濱野仁志</u>	令和5年10月1日重任
			令和5年10月6日登記
	取締役	<u>濱野仁志</u>	令和7年10月1日重任
			令和7年10月1日登記
	取締役	<u>八田有利子</u>	令和3年9月30日重任
			令和3年10月12日登記
	取締役	<u>八田有利子</u>	令和5年10月1日重任
			令和5年10月6日登記
			令和5年12月15日辞任
			令和5年12月27日登記

	取締役 <u>鳥越厚樹</u>	令和 5年12月15日就任
		令和 5年12月27日登記
	取締役 <u>鳥越厚樹</u>	令和 7年10月 1日重任
		令和 7年10月 1日登記
	取締役 <u>八田富夫</u>	令和 7年 7月15日就任
		令和 7年 7月18日登記
	取締役 <u>八田富夫</u>	令和 7年10月 1日重任
		令和 7年10月 1日登記
	<u>岡山市南区千鳥町18番21号</u> 代表取締役 <u>八田高志</u>	令和 3年 9月30日重任
		令和 3年10月12日登記
	<u>岡山市南区千鳥町18番21号</u> 代表取締役 <u>八田高志</u>	令和 5年10月 1日重任
		令和 5年10月 6日登記
		令和 5年12月15日辞任
		令和 5年12月27日登記
	<u>岡山市東区金田1412番地1</u> 代表取締役 <u>岡崎克紀</u>	令和 5年12月15日就任
		令和 5年12月27日登記
	岡山市東区金田1412番地1 代表取締役 <u>岡崎克紀</u>	令和 7年10月 1日重任
		令和 7年10月 1日登記
	<u>岡山市南区千鳥町18番10号</u> 代表取締役 <u>八田富夫</u>	令和 7年 7月15日就任
		令和 7年 7月18日登記
	岡山市南区千鳥町18番10号 代表取締役 <u>八田富夫</u>	令和 7年10月 1日重任
		令和 7年10月 1日登記

	監査役	<u>八田 哉 江</u>	令和 1年 9月30日重任
			令和 1年10月 7日登記
	監査役	<u>八田 哉 江</u>	令和 5年10月 1日重任
			令和 5年10月 6日登記
			令和 8年 3月23日死亡
			令和 8年 4月 2日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成27年10月 5日登記
支 店	1	<u>岡山県倉敷市新田2886番地の4</u>	
	2	<u>広島市中区橋本町6番8号</u>	令和 5年 7月20日廃止
			令和 5年 7月20日登記
	3	<u>千葉市中央区道場南一丁目10番9号</u>	平成14年 4月 1日設置
			平成14年 4月 5日登記
			令和 5年 7月20日廃止
			令和 5年 7月20日登記
	4	<u>広島市西区南観音三丁目5番2号</u>	令和 3年11月11日設置
			令和 3年11月15日登記
		<u>広島市安芸区上瀬野二丁目1369番地1</u>	令和 5年 7月20日移転
			令和 5年 7月20日登記
	5	<u>大阪府茨木市豊川一丁目29番10号</u>	令和 5年12月11日設置
			令和 5年12月11日登記
		<u>大阪府東大阪市高井田中二丁目1番8号</u>	令和 7年 9月 1日移転
			令和 7年10月 1日登記

岡山市南区福吉町31番24号
株式会社衛生センター

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年12月2日移記

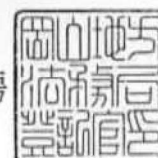


これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和8年6月16日

岡山地方法務局
登記官

藤井 則 房



株式会社衛生センター 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社衛生センターと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般廃棄物処理業
2. 産業廃棄物処理業
3. し尿浄化槽清掃業
4. 貯水槽清掃業
5. 水槽・便所・浄化槽設備工事設計施工
6. 配管・給水・衛生工事ならびに管工事の設計施工請負
7. 土木・とび土工・水道施設の設計施工請負
8. 下水道管清掃ならびに調査および修理
9. 不動産の賃貸
10. ホテルの経営
11. 簡易トイレ・事務機器・衛生機器・保育機器・福祉機器・自動車のリース
12. 信託業法の適用を受けない自己信託の設定
13. 倉庫業
14. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、取締役会、監査役を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、21,220株とする。



[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

第3章 株主総会

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、5名以内とする。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

第5章 監査役

[Redacted]

[Redacted]

第6章 計 算

付則

改定日 平成20年9月26日

改定日 令和5年3月1日

改定日 令和7年5月14日

令和8年6月15日

現行定款に相違ありません。

株式会社 衛生センター
代表取締役 岡崎 克紀



1 0 誓約書

1) 誓約書

誓約書

申請者（届出者）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約します。

令和6年12月18日

申請者

住 所 岡山市南区福吉町31番24号
株式会社衛生センター

氏 名 代表取締役 岡崎克紀

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



岡山市長 大森 雅夫 様

欠格条項について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号

- イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3条第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

1 1 各種写真

1) 各種写真

- ・ 収集運搬車両
- ・ 医療系産業廃棄物専用容器

【収集運搬車両】

○2 tトラック



○4 tトラック



○10 tトラック



【医療系産業廃棄物・専用容器】

○プラスチック容器（50L）、段ボール（45～60L）が多い

製品案内

医療系産業廃棄物専用容器

■プラスチック容器



■普通ダンボール(ビニール袋付)



■メディカルクリーナー(注射針専用廃棄容器)



感染性廃棄物

■容器スタンド

ダンパー機構を採用した静音タイプ等、オプションも豊富に選べます。



※ 注射針・注射器・メス・試験管・シャーレ・増地・体液・血液製剤・チューブ・フィルター・ガーゼ包帯・脱脂綿・透析器具・その他血液等が付着したもの

非感染性産業廃棄物

■普通ダンボール(ビニール袋付)



※ 点検パック・チューブ・薬ビン・アンプル・廃プラスチック・ガラスくず等

ここに掲載したものの以外にも、約150種類の容器を取り扱っております。